事　　務　　連　　絡
令和８年１０月２９日

関係道府県原子力防災担当部局　御中

内閣府政策統括官（原子力防災担当)付
参事官（総括担当）

原子力災害時における熱中症対策について（周知依頼）

平素より原子力防災体制の充実・強化に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、多くの自然災害が発生しているところですが、特に夏季の気温や湿度が高い日には、被災住民等の方々の熱中症の危険性が高まるため、十分に対策を行うことがますます重要となっています。原子力災害についても、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、熱中症も含めて、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要です。

災害発生時の熱中症対策については、令和８年４月１日付けで関係省庁から事務連絡「今夏の災害発生時における熱中症対策について（周知依頼）」[1]（以下「令和８年４月１日付け事務連絡」という。）が発出されておりますが、原子力災害時の熱中症対策についても、関係部局と連携の上、以下に示すような屋内退避等の原子力災害特有の対応に留意しつつ、当該事務連絡に準じて御対応いただきますようお願いします。また、本事務連絡の内容について、関係市町村及び関係機関にも周知いただきますようお願いします。

記

１　国から屋内退避の指示が出た後は、屋内退避を実施する。放射性物質の放出のおそれが高まり、一時的な外出を控える旨の注意喚起が出された後は、ドアや窓を閉める。

２　屋内退避の際、住居等の建屋にて一般的に使用されている内部循環式エアコンは、一時的な外出を控える旨の注意喚起後も継続して使用できる[2,3]。換気設備や外気を取り入れるエアコンは、屋内退避の指示後も使用できるが、一時的な外出を控える旨の注意喚起が出された後は、使用を停止するとともに、こまめな水分補給等、令和８年４月１日付け事務連絡を参考に対策を講じる。

---

[1] 今夏の災害発生時における熱中症対策について（周知依頼）
（https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20260401_notice5.pdf）

[2] 原子力災害発生時の防護措置−放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避−（令和４年 10 月 27 日内閣府（原子力防災担当）　日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門）
（https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/shiryou/pdf/02_okunai_zantei_r5.pdf）

[3] 換気機能が搭載されている内部循環式エアコンの場合は、一時的な外出を控える旨の注意喚起が出された後は、換気機能を停止する（冷房機能は継続できる。）。

３　熱中症を含む肉体的・精神的影響の観点から、屋内退避の継続が難しい場合、国からの指示に従って避難への切替えを行う。

資料１　空調設備（エアコン）の種類と屋内退避時の熱中症対策
資料２　今夏の災害発生時における熱中症対策について（周知依頼）（令和８年４月１日）

以上

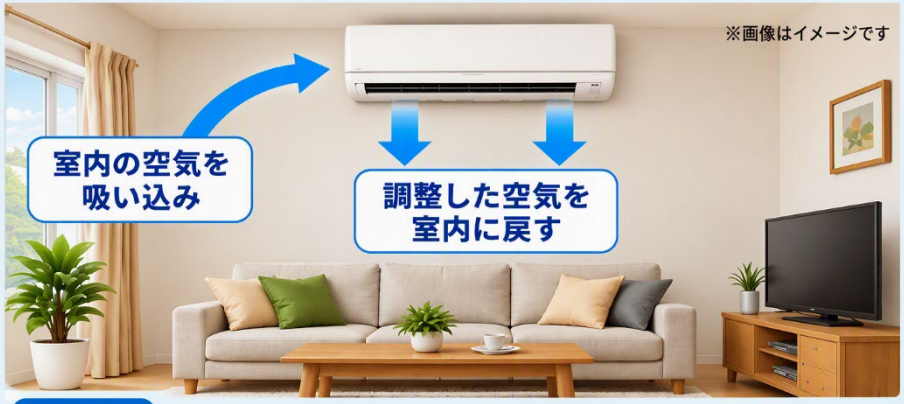
＜事務取扱担当者＞
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（総括担当）付
安藤、植田
電話：03-3581-0373

空調設備（エアコン）の種類と屋内退避時の熱中症対策

資料１

内部循環式エアコン（室内の空気を循環）

室内の空気を吸い込み、温度を調節して再び室内に戻す方式



特 徴

- 室内の空気を循環させる
- 一般家庭で広く利用されている

外気処理エアコン（外の空気を取り入れて送風）

屋外の空気を取り入れ、温度を調整して室内に供給する方式



特 徴

- 外の空気を取り入れて供給する
- 一部のオフィス等、換気等のために外気を取り入れる場合に利用されている

＜原子力災害の屋内退避時に＞

内部循環式エアコンの場合

①国からの屋内退避指示後
✅使用可能

②屋内退避中の一時的な外出を控える注意喚起後
✅使用可能
※換気機能が搭載されているものは、換気機能を停止する

外気処理エアコンの場合

①国からの屋内退避指示後
✅使用可能

②屋内退避中の一時的な外出を控える注意喚起後
⚠使用停止
※停止後は、こまめな水分補給等を実施

Q熱中症のリスク等により自宅での屋内退避が困難な場合は？

①まずは、冷房設備のある近隣の指定避難所等で屋内退避を実施してください。
②熱中症を含む肉体的・精神的影響の観点から、屋内退避の継続が難しい場合には、国からの指示に従って避難への切替えを行ってください。



※UPZ：緊急防護措置を準備する区域。原子力発電所からおおむね5～30km圏内

資料２

事　務　連　絡
令和８年４月１日

各都道府県防災担当部局　御中
各都道府県熱中症予防対策担当部局　御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及・防災教育・NPOボランティア連携担当）
消防庁国民保護・防災部防災課
消防庁救急企画室
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
気象庁大気海洋部業務課

今夏の災害発生時における熱中症対策について（周知依頼）

熱中症対策の推進については平素より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

近年、多くの災害が発生しているところですが、特に夏季の気温や湿度が高い日には、生活環境、作業内容、体調等の状況次第で被災住民やボランティア等の方々が熱中症にかかる危険性が高まるため、十分に対策を行うことが重要です。さらに停電等が発生し、冷房器具が使用できない状況においては一層注意が必要です。

このため、災害時の熱中症対策については、下記に御留意の上、防災担当部局と熱中症予防対策担当部局がよく連携して御対応いただきますようお願いします。また、これらに加えて、災害への備えの一環として、別紙１～５及び参考情報の内容について、貴管内の全ての市町村（特別区を含む。）及び関係機関に周知いただきますようお願いします。

記

１　「防災基本計画（令和７年７月修正）」においては、災害時の対応として、「夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。」との記載が盛り込まれている。災害時における熱中症予防として、例えば、「災害時の熱中症予防」リー

フレット（別紙１参照）を活用し、
・涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーを積極的に活用し、暑さを避けること。停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、こども、障害者の方々は、冷房設備が稼働している避難所への避難も検討すること
・のどが渇いていなくてもこまめに水分・塩分をとること
・熱中症警戒アラートや暑さ指数を活用して、身の回りの暑さに関する情報を確認すること等
を呼びかけることが重要である。また、災害に備えて平時より、別紙１～４を活用し熱中症についての普及啓発を実施するとともに、熱中症対策に資する備品等を準備しておくことや非常用電源等の確保を行うことも重要である。

２　災害等による停電によりエアコンが使用できない場合等の備えとして、「熱中症環境保健マニュアル 2022」Ⅲ6.「自然災害時の注意事項」を参考に避難所の設置・運営を行うこと。
※なお、「熱中症環境保健マニュアル 2022」は、現在、改訂の議論を行っており、今後変更する予定のため、御留意いただきたい。

３　先般の「令和８年度における熱中症対策について（周知及び依頼）」（令和８年４月１日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡（別紙５参照）。）等において依頼のとおり、各地域の熱中症対策を強化するため、関係部局がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるようお願いする。この点については、令和５年５月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、庁内体制の整備、関係部局の連携強化の重要性について盛り込まれているほか、災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策の強化が記載されており、参考とされたい。

別紙１　災害時の熱中症予防　リーフレット
別紙２　熱中症予防行動　ポスター
別紙３　熱中症が増えています　リーフレット
別紙４　エアコンが使用できないときの熱中症対策
別紙５　関係府省庁事務連絡「令和８年度における熱中症対策について（周知及び依頼）」

《本件照会先》

環 境 省 ：熱中症対策、普及啓発資料、暑さ指数（WBGT）に関すること

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室　小笠原、松井、早川

電話：03-6206-1732

内 閣 府 ：避難生活に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）参事官（生活環境担当）　阿部、平塚、太田、宮本、大野

電話：03-3501-5693

災害ボランティア等に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及・防災教育･NPO ボランティア連携担当）付

澤、大場

電話：03-5797-7922

消 防 庁 ：指定避難所の生活環境の改善に関すること

消防庁国民保護・防災部防災課　森谷、田崎、田道

電話：03-5253-7525

熱中症による救急搬送状況に関すること

消防庁救急企画室　辻、松田、出口

電話：03-5253-7529

厚生労働省：熱中症対策、普及啓発資料に関すること

厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室　大野、谷口

電話：03-3595-2190

気 象 庁 ：気象情報に関すること

気象庁大気海洋部業務課　髙橋、戸野塚

電話：03-3434-9055

《熱中症予防に関する参考情報》

環境省

- 熱中症環境保健マニュアル 2022（Ⅲ6. 自然災害時の注意事項、P66～参照）
- 環境省のウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」では各種普及啓発資料や、熱中症のかかりやすさを示す「暑さ指数（WBGT）」を公表しています。

「環境省熱中症予防情報サイト」（http://www.wbgt.env.go.jp/） **検索｜環境省　熱中症**

携帯電話用 QR コード
http://www.wbgt.env.go.jp/kt/

スマートフォン用 QR コード
http://www.wbgt.env.go.jp/sp/

- 「LINE アプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信」
  https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php

スマートフォン用 QR コード

- 高齢者のための熱中症対策 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/heatillness_leaflet_senior_2021.pdf
- 「熱中症環境保健マニュアル　2022」https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

内閣府

- 内閣府のウェブサイト「防災情報のページ」の「公報・啓発活動」では、防災白書や広報誌に加えて、防災に関する普及啓発のためのパンフレットなどを掲載しています。
  http://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html

消防庁

- 熱中症情報　https://www.fdma.go.jp/disaster/#anchor--07

厚生労働省

- 厚生労働省のウェブサイト「熱中症関連情報」では、熱中症予防に対する厚生労働省の取組や、職場における労働衛生対策などを掲載しています。
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/index.html
- 熱中症予防のために
  https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke01

気象庁

- 気象庁のウェブサイト「熱中症から身を守るために」では、日々の気温の観測や予報、気象情報などへのリンクを掲載しています。　https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html

災害時の熱中症予防

～避難生活・片付け作業時の注意点～

内閣府
消防庁
厚生労働省
環境省

熱中症は、死に至る可能性のある重篤な病気ですが、適切な予防・対処を行えば、防ぐことができます。災害時には、慣れない環境や作業で熱中症のリスクは高くなりますので、お互いに声をかけながら、十分に注意しましょう。

1. 熱中症を予防するためには…



① 暑さを避けましょう

涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーの積極的な活用を。
停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、こども、障害者の方々は、
冷房設備が稼働している避難所への避難も検討しましょう。

② のどが渇いていなくても**こまめに水分・塩分をとりましょう**

③ **暑さに関する情報**を確認しましょう

身の回りの気温・湿度・暑さ指数（WBGT）(※) の確認を。
「熱中症警戒アラート」（令和3年度から全国展開）も活用を。



避難生活における注意点

◆被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により**熱中症のリスクが高くなる**可能性があります。避難生活では**普段以上に体調管理を**心掛けましょう。

◆**高齢者、こども、障害者**の方々は特に注意しましょう。

※やむを得ず**車中泊**をする場合、車両は**日陰や風通しの良い場所**に駐車しましょう。車用の**断熱シート等**も活用しましょう。また、**乳幼児等を車の中で一人にさせない**ようにしましょう。夜間等寝るときはエンジン等をつけたままにすることは避けましょう。

片付け等の作業時の注意点

◆作業**開始前には必ず体調を確認**し、体調が悪い場合は作業を行わないようにしましょう。

◆できるだけ**2人以上で作業**を行い、作業中は**お互いの体調を確認**するようにしましょう。

◆**休憩・水分・塩分の補給**は、**一定時間毎**にとるようにしましょう。また、休憩時には、日陰等の**涼しい場所**を確保しましょう。

◆**暑い時間帯**の作業は**避けましょう。**

◆**汗をかいた時は水分・塩分の補給も。**

※「暑さ指数（WBGT）」気温・湿度・輻射（ふくしゃ）熱からなる熱中症の危険性を示す指標。

内閣府　消防庁　厚生労働省　環境省

全国の暑さ指数（WBGT）や、熱中症予防に関する詳しい情報は…
環境省熱中症予防情報サイト：https://www.wbgt.env.go.jp/

2. 熱中症が疑われるときには…

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。
落ち着いて、状況を確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。



チェック1 熱中症を疑う症状がありますか?

(めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)

はい ↓

チェック2 呼びかけに応えますか? ― いいえ → **救急車を呼ぶ**



救急車が到着するまでの間に応急処置を始めましょう。呼びかけへの反応が悪い場合には無理に水を飲ませてはいけません

はい ↓

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす



大量に汗をかいている場合は、塩分の入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう

チェック3 水分を自力で摂取できますか? ― いいえ →

はい ↓

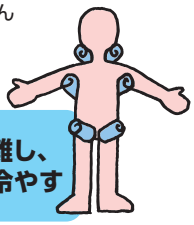
水分・塩分を補給する

チェック4 症状がよくなりましたか? ― いいえ → **すみやかに医療機関へ**

はい ↓

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう

→ **涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす**



氷のう等があれば、首、脇の下、足のつけ根を集中的に冷やしましょう



本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症時の状態を伝えましょう

体温を効果的に下げるための方法の例

- **上着を脱がせ、服をゆるめ**て風通しを良くする。
- 皮膚に**濡らしたタオルやハンカチ**をあて、**うちわや扇風機であおぐ。**
- 服の上から少しずつ**冷やした水をかける。**
- **氷のう**や**冷えたペットボトル**などを、**首、脇の下、足のつけ根**にあてて冷やす。

「熱中症警戒アラート(※)」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

※熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される日に発表する情報。令和3年度から全国展開。

QRコード➡

熱中症 予防行動をとりましょう！



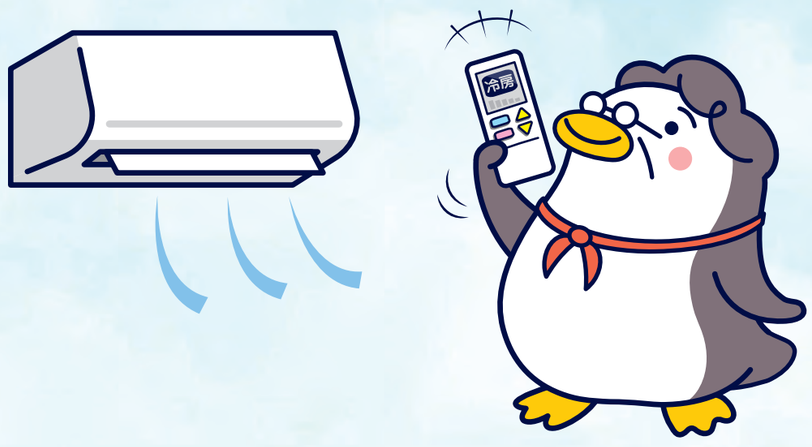
熱中症警戒アラート をチェック！



見守り・声がけ！



適切に エアコンを使おう！



こまめに 水分・塩分を補給！



熱中症は誰でも危険！ 油断は大敵です！

より詳しい情報は 熱中症予防情報サイト 検索

内閣府 こども家庭庁 消防庁 文部科学省 スポーツ庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 観光庁 気象庁 環境省

熱中症が増えています

予防のためのポイント



熱中症警戒アラートを活用しましょう

アラート発表時には、

- のどが渇く前に水分・塩分を補給しましょう
- エアコンを適切に使用しましょう
- 高齢者等に声を掛けましょう
- 不要不急の外出は避けましょう
- 暑さ指数に応じて、外での運動は、原則、中止/延期をしましょう



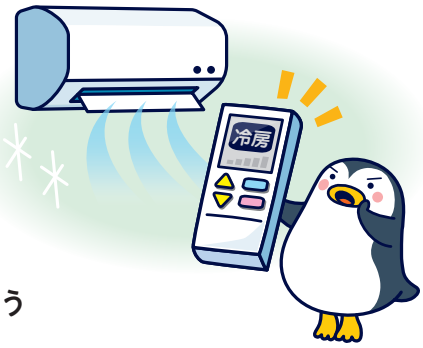
「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

友達追加はこちら ➡

エアコンをしっかり使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう



注意! 停電時など、どうしても エアコンが使えないときには

- 日光を遮り、風通しをよくしましょう
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- 停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう
- 電力需給ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう



政府の熱中症対策

熱中症予防情報サイト：熱中症警戒アラート・暑さ指数・熱中症予防に関する情報

高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

- 高齢者のための熱中症対策 〈リーフレット〉

管理者がいる場等における熱中症対策の促進

- 学校関係の熱中症情報
- 農作業中の熱中症対策
- スポーツの熱中症対策
- 防災における熱中症対策 〈リーフレット〉
- 学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報
- 災害時情報提供アプリ「Safety tips」 For Android / For iPhone

地域における連携強化

- 熱中症に関連する気象情報
- 夏季における熱中症による救急搬送状況
- 健康・医療関係の熱中症情報

その他

- エアコンの早期の試運転について
- ヒートアイランド対策
- 無理のない省エネ生活

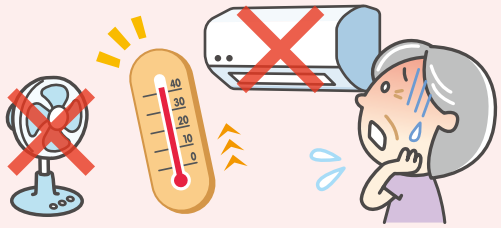


内閣府 こども家庭庁 消防庁 文部科学省 スポーツ庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 観光庁 気象庁 環境省

エアコンが使用できないときの熱中症対策

エアコンが使用できないときの熱中症にご注意ください！

故障時や停電時など、エアコンが使用できないとき、熱中症リスクが高くなるため、注意しましょう。
熱中症による健康被害は、高齢者において多発しております。



体を冷やしましょう

- 涼しい服装に着替え、風通しをよくしましょう。
- のどが乾いていなくても、こまめに水分補給をしましょう。
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぐと熱が放散されます。
- 水道が使えるようなら、水浴び等で体を冷やしましょう。



涼しいところに避難しましょう

- 車内は短時間で気温が上昇しやすいため、車内への避難は可能な限り避けて、冷房設備が稼働している場所へ移動することをおすすめします。
- やむを得ず車内で過ごす場合は、たとえ短時間でも小さな子どものみを車内に残すことは大変危険であり、絶対にやめましょう。



普段から停電時などに備えましょう

停電時は断水が起こる可能性があります。

- 飲料や非常トイレ等を備蓄しましょう。
- 熱中症予防に利用できるように、浴槽やポリタンクに水を貯めておきましょう。
- 水をペットボトルに入れて凍らせておくと、もしものときに飲料にも冷却にも使えて便利です。



ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
環境省 Ministry of the Environment
監修：一般社団法人 日本救急医学会 Japanese Association for Acute Medicine

「熱中症かも」と思ったら… 誰でもできる応急処置

熱中症の応急処置

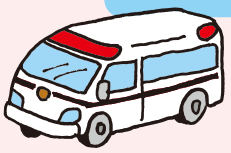
もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。
落ち着いて、状況を確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。

チェック1 熱中症を疑う症状がありますか?
(めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)



はい ↓

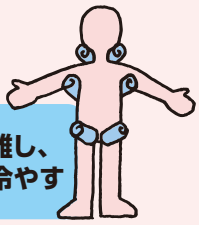
チェック2 呼びかけに応えますか? → いいえ → **救急車を呼ぶ**



救急車が到着するまでの間に応急処置を始めましょう。呼びかけへの反応が悪い場合には無理に水を飲ませてはいけません

はい ↓

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす



チェック3 水分を自力で摂取できますか? → いいえ → **涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす**

氷のう等があれば、首、脇の下、足のつけ根を集中的に冷やしましょう



はい ↓

水分・塩分を補給する

大量に汗をかいている場合は、塩分の入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう

チェック4 症状がよくなりましたか? → いいえ → **すみやかに医療機関へ**



本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症時の状態を伝えましょう

はい ↓

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう

熱中症の詳しい情報については、熱中症予防情報サイトをご覧ください
環境省熱中症予防情報サイト：https://www.wbgt.env.go.jp

災害時等の熱中症対策に携わられる方へ ▶

別紙５

事　務　連　絡
令和８年４月１日

各都道府県　熱中症予防対策担当部局　御中

内閣府孤独・孤立対策推進室
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及・防災教育・NPOボランティア発・連携担当）
こども家庭庁成育局安全対策課
消防庁救急企画室
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
スポーツ庁健康スポーツ課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室
経済産業省大臣官房総務課
危機管理・災害対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
観光庁旅行業務適正化指導室
気象庁大気海洋部業務課
環境省大臣官房環境保健部企画課
熱中症対策室
環境省地球環境局総務課
気候変動科学・適応室

令和８年度における熱中症対策について
（周知及び依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、また、今後、地球温暖化が進行すれば、我が国において熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）が令和５年４月に改正され、令和６年４月に全面施行されました（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和５年法律第 23 号）。

【参考１】参照)。

気象庁の暖候期予報（令和８年２月 24 日発表）によると、令和８年（2026 年）の夏は全国的に気温が高いと予想されております。このような中、政府においては、「熱中症対策実行計画」（令和５年５月閣議決定)【参考２】に基づき、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用を行うとともに、令和８年度「熱中症予防強化キャンペーン」として、政府一体で各種の普及啓発等を実施します。

各都道府県におかれましては、下記の内容を踏まえ、熱中症対策の推進に努めていただくとともに、本事務連絡を貴管内の全ての市町村（特別区を含む。）に対して周知いただくようお願いします。

なお、同趣旨の協力依頼について、関連団体・関連民間事業者宛てに「令和８年度における熱中症対策について（協力依頼)」（令和８年４月１日付け事務連絡。別紙参照。）を発出していることを申し添えます。

記

１．熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

改正気候変動適応法に基づく「熱中症警戒情報」（通称：熱中症警戒アラート）及び「熱中症特別警戒情報」（通称：熱中症特別警戒アラート）の令和８年度の運用については、令和８年４月 22 日（水）から 10 月 21 日（水）までの期間で運用を行います。

また、本日付けで気候変動適応法施行規則を改正し、「熱中症特別警戒情報」の発表判断に際し参照しない情報提供地点を設けることとしました（具体的な地点については、気候変動適応法施行規則【参考３】を御参照ください。)。なお、各地方公共団体における熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に係る対応については、従前どおりであり、変更はありませんので、念のため申し添えます。

２．地方公共団体における熱中症対策の実施について

熱中症対策は、熱中症予防行動についての住民への呼びかけや、極端な高温状況の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけが極めて重要であることから、地方公共団体をはじめ地域の関係主体の取組・関与が不可欠であり、熱中症対策実行計画において、地方公共団体の基本的役割を定めています（熱中症対策実行計画第１章３（２）「地方公共団体の基本的役割」参照。【参考２】)。各都道府県におかれましては、地域の実情に即した熱中症対策を一層推進していただけますよう、よろしくお願いします。

加えて、熱中症対策に関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場等多岐にわたることから、地方公共団体の関係部局及び地域の関係主体等が連携して対策を進めていくことが重要です。「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知)」（令和６年２月 28 日環保安発第 2402282 号

環境省大臣官房環境保健部長通知。【参考１】）においても記載しているとおり、地方公共団体において、各地域の実情に即した熱中症対策を強化するために、当該地方公共団体の関係部局のみならず、あらゆる関係主体がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対応の連携等を図るべく取組を進めていただくようお願いします。

なお、独立行政法人環境再生保全機構は、地域における熱中症対策の推進に向け、様々な支援を行っており、地方公共団体等からの熱中症対策に関する御相談をメールにて受け付けています。必要に応じて御活用ください【参考４】。

３．指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

気候変動の影響により、今後、極端な高温状況が発生する可能性があります。このような極端な高温状況が発生する際には、地域の実情に応じて、冷房設備が整っている場所をあらかじめ確保し、熱中症特別警戒情報発表時にこれを活用することが、熱中症対策として有効であると考えられます。このように、住民等が暑さをしのげる場所として、改正気候変動適応法第 21 条第１項に基づき、市町村長は、その市町村内の施設を指定することができるとされています。この指定を受けた施設を「指定暑熱避難施設」（通称：クーリングシェルター）といいます。

環境省が確認したところ、令和７年 10 月末時点で、全国の７割以上の市町村で合計２万３千以上の施設がクーリングシェルターに指定されています。

今後起きうる極端な高温状況の発生に備え、各都道府県におかれましては、地域の実情に照らし、クーリングシェルターの指定が進むよう、管内の市町村に対する呼びかけをお願いします。

４．熱中症予防強化キャンペーンについて

政府では、熱中症対策実行計画に基づき、「熱中症予防強化キャンペーン」を毎年度４月から９月までの期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施しています。

令和８年度も、関係府省庁連携の下、効果的な普及啓発を展開することとしており、具体的な内容は、【参考５】【参考６】のとおりです。

各都道府県におかれましては、本キャンペーンを踏まえた各種対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。また、市町村等、管内の熱中症予防に関係のある様々な主体等へ、本案内について御周知くださいますよう併せてお願いします。

【参考１】気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和６年２月 28 日環保安発第 2402282 号環境省大臣官房環境保健部長通知）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20240228_doc01.pdf

【参考２】「熱中症対策実行計画」（令和５年５月閣議決定）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf

【参考３】気候変動適応法施行規則（令和８年環境省令第 12 号）

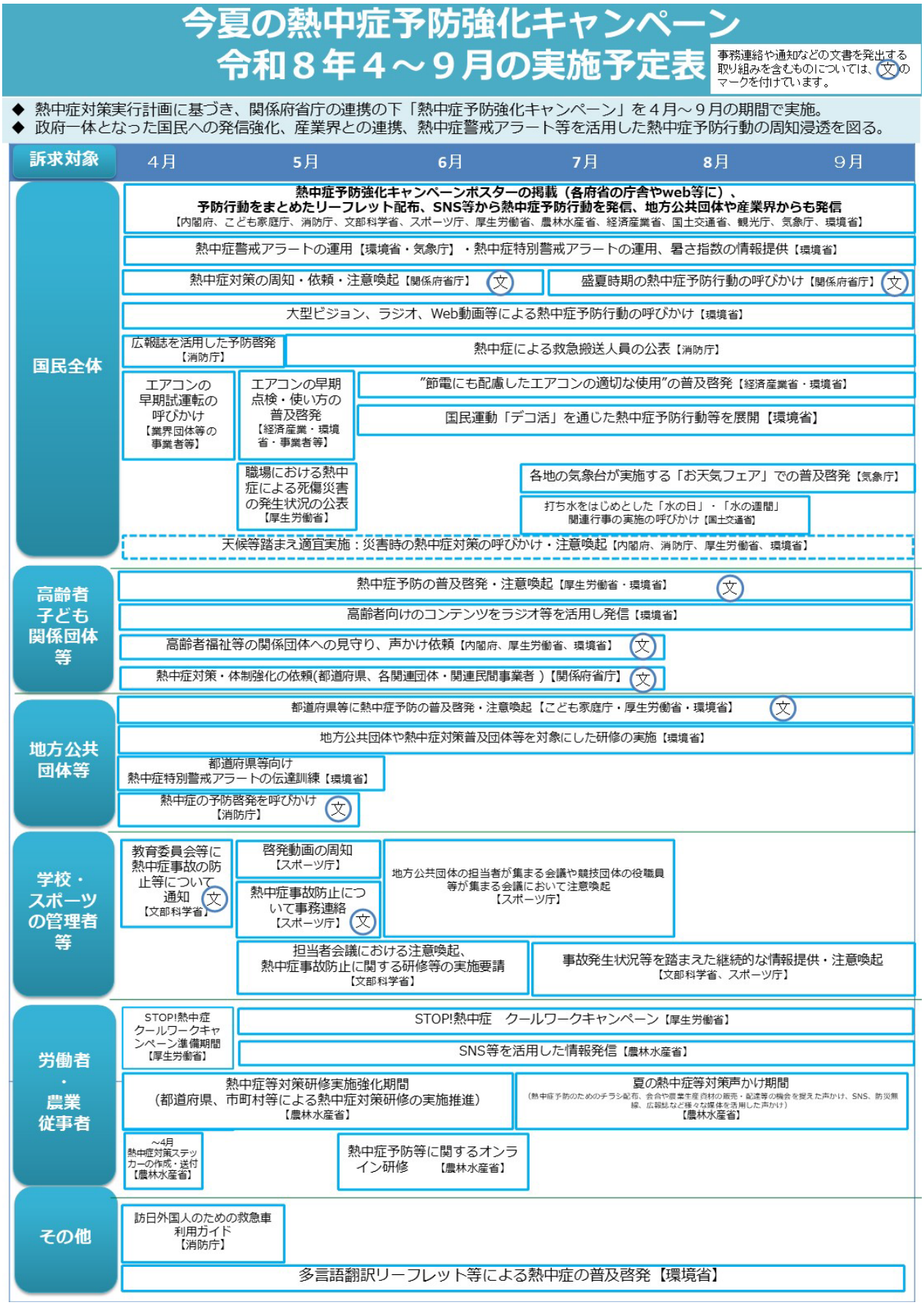
https://www.wbgt.env.go.jp/doc_ccaa.php

【参考４】独立行政法人環境再生保全機構の連絡先

https://www.erca.go.jp/heatstroke/

独立行政法人環境再生保全機構　熱中症対策部
TEL　044-520-9556　　e-mail　heat★erca.go.jp　（★を@に置き換えてください。）

【参考５】令和８年度熱中症予防強化キャンペーン



【参考６】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○環境省熱中症予防情報サイト
https://www.wbgt.env.go.jp/

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

・熱中症予防行動／ポスター
・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
・熱中症が増えています／リーフレット
・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）
https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04

・熱中症予防啓発ポスター
・予防啓発ビデオ
・熱中症対策リーフレット
・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
・熱中症等対策テキスト／テキスト
・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
・熱中症対策関係情報集／パンフレット
・熱中症対策ポスター／ポスター

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html

〇みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！（こども家庭庁）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho

別紙

事　務　連　絡
令和８年４月１日

各関連団体・関連民間事業者　御中

内閣府孤独・孤立対策推進室
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及・防災教育・NPOボランティア発・連携担当）
こども家庭庁成育局安全対策課
消防庁救急企画室
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
スポーツ庁健康スポーツ課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室
経済産業省大臣官房総務課
危機管理・災害対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
観光庁旅行業務適正化指導室
気象庁大気海洋部業務課
環境省大臣官房環境保健部企画課
熱中症対策室
環境省地球環境局総務課
気候変動科学・適応室

令和８年度における熱中症対策について（協力依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、また、今後、地球温暖化が進行すれば、我が国における熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法（平成 30 年法律

第 50 号）が令和５年４月に改正され、令和６年４月に全面施行されました（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和５年法律第 23 号）。【参考１】参照)。

気象庁の暖候期予報（令和８年２月 24 日発表）によると、令和８年（2026 年）の夏は全国的に気温が高いと予想されております。このような中、政府においては、「熱中症対策実行計画」（令和５年５月閣議決定)【参考２】に基づき、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用を行うとともに、令和８年度「熱中症予防強化キャンペーン」として、政府一体で各種の普及啓発等を実施します。

各関連団体・関連民間事業者におかれましては、下記の内容について御理解いただき、熱中症対策の強化に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、同趣旨の協力依頼について、各都道府県　熱中症予防対策担当部局宛てに「令和８年度における熱中症対策について（周知及び依頼)」（令和８年４月１日付け事務連絡。別紙参照。）を発出していることを申し添えます。

記

１．熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

改正気候変動適応法に基づく「熱中症警戒情報」（通称：熱中症警戒アラート）及び「熱中症特別警戒情報」（通称：熱中症特別警戒アラート）の令和８年度の運用については、令和８年４月 22 日（水）から 10 月 21 日（水）までの期間で運用を行います。

各アラートの発表時には、暑さ指数（WBGT）の確認、身近な人の見守り・声かけ、適切なエアコンの使用、こまめな水分・塩分補給などの熱中症予防行動をとることが重要です。また、特に、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある熱中症特別警戒アラートの発表時には、対象地域の皆様に熱中症予防行動の徹底を呼びかけ、学校や会社、イベント等の管理者には、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合には、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更や、リモートワークの実施等の判断をお願いする予定です。

各団体、各事業者の皆様におかれましては、これらの趣旨・目的に御理解をいただき、熱中症対策の推進に御協力をお願いします。

２．指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

気候変動の影響により、今後、極端な高温状況が発生する可能性があります。このような極端な高温状況が発生する際には、地域の実情に応じて、冷房設備が整っている場所をあらかじめ確保し、熱中症特別警戒情報発表時にこれを活用することが、熱中症対策として有効であると考えられます。このように、住民等が暑さをしのげる場所として、改正気候変動適

応法第 21 条第１項に基づき、市町村長（特別区の区長を含む。以下 同じ。）は、その市町村内の施設を指定することができるとされています。この指定を受けた施設を「指定暑熱避難施設」（通称：クーリングシェルター）といいます。

クーリングシェルターについては、民間事業者が所有する施設においても、市町村長とクーリングシェルターの指定に係る協定を締結することにより、指定を受けていただくことが可能です。

環境省が確認したところ、令和７年 10 月末時点で、全国の７割以上の市町村で合計２万３千以上の施設がクーリングシェルターに指定されています。

今後起きうる極端な高温状況の発生に備え、地域の実情に照らし、クーリングシェルターの指定に関する市区町村との情報共有や連携等の御検討をお願いいたします。

３．熱中症予防強化キャンペーンについて

政府では、熱中症対策実行計画に基づき、「熱中症予防強化キャンペーン」を毎年度４月～９月までの期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施しています。

令和８年度も、関係府省庁連携の下、効果的な普及啓発を展開することとしており、具体的な内容は、【参考３】【参考４】のとおりです。

各団体、各事業者におかれましては、行政機関が行う普及啓発等への協力のほか、自らの活動に際して熱中症予防行動の呼びかけ等を実施していただきますようお願いします。その際には、関係府省庁にて作成したリーフレットも御活用ください【参考４】。

【参考１】改正気候変動適応法の概要

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20230512_000189197.pdf

【参考２】熱中症対策実行計画（令和５年５月閣議決定）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf

〇熱中症対策実行計画抜粋（事業者関係部分（主要部分に限る。））

第１章　熱中症対策に関する施策の基本的方向

３．関係者の基本的役割

（３）事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

第２章 熱中症対策の具体的な施策

（略）

熱中症対策の推進や強化に当たっては、このような熱中症による救急搬送人員や死亡者の年齢や状況等に関する調査結果、個人の体質や暑熱順化等に応じた暑さへの耐性等を踏まえ、効果的な施策を策定し実施することが重要である。また、今後起こり得る極端な高温に備え、個人や周囲の人々が、暑熱による影響の受けやすさを認識し対策を講じる等、日頃から熱中症に対する備えを進めることが非常に重要である。 具体的には、日頃から国、地方公共団体、事業者等の関係者で連携し、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、熱中症警戒情報を活用し、「自助」や周囲の人々や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促す。また、高齢者やこども等の熱中症弱者（以下単に「熱中症弱者」という。）のための対策を進め、学校等の管理者がいる場における対策、地方公共団体や地域における対策を講じるとともに、産業界との連携や調査研究等、基盤の整備を行う。

５．産業界との連携

熱中症の予防において、エアコンを適切に使用することや水分や塩分を摂取することは非常に重要であり、熱中症予防に役立つ様々な機器や飲料類等が開発されている。国は、産業界と対話を深め連携し、商品開発や普及啓発について協力を求めていく。

【具体的な施策】

○　熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。＜関係府省庁＞

○　シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業にも積極的な広報活動を依頼する。＜経済産業省、環境省＞

○　職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。＜厚生労働省、環境省＞

○　民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。＜環境省＞

【参考３】令和８年度熱中症予防強化キャンペーン

今夏の熱中症予防強化キャンペーン
令和８年４～９月の実施予定表

事務連絡や通知などの文書を発出する取り組みを含むものについては、(文)のマークを付けています。

◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を４月～９月の期間で実施。
◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	４月	５月	６月	７月	８月	９月
国民全体	**熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信**【内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】					
	熱中症警戒アラートの運用【環境省・気象庁】・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】					
	熱中症対策の周知・依頼・注意喚起【関係府省庁】(文)			盛夏時期の熱中症予防行動の呼びかけ【関係府省庁】(文)		
	大型ビジョン、ラジオ、Web動画等による熱中症予防行動の呼びかけ【環境省】					
	広報誌を活用した予防啓発【消防庁】		熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】			
	エアコンの早期試運転の呼びかけ【業界団体等の事業者等】	エアコンの早期点検・使い方の普及啓発【経済産業・環境省・事業者等】	"節電にも配慮したエアコンの適切な使用"の普及啓発【経済産業省・環境省】			
			国民運動「デコ活」を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】			
		職場における熱中症による死傷災害の発生状況の公表【厚生労働省】		各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】		
				打ち水をはじめとした「水の日」・「水の週間」関連行事の実施の呼びかけ【国土交通省】		
	天候等踏まえ適宜実施：災害時の熱中症対策の呼びかけ・注意喚起【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】					
高齢者子ども関係団体等	熱中症予防の普及啓発・注意喚起【厚生労働省・環境省】(文)					
	高齢者向けのコンテンツをラジオ等を活用し発信【環境省】					
	高齢者福祉等の関係団体への見守り、声かけ依頼【内閣府、厚生労働省、環境省】(文)					
	熱中症対策・体制強化の依頼(都道府県、各関連団体・関連民間事業者)【関係府省庁】(文)					
地方公共団体等	都道府県等に熱中症予防の普及啓発・注意喚起【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】(文)					
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象にした研修の実施【環境省】					
	都道府県等向け熱中症特別警戒アラートの伝達訓練【環境省】					
	熱中症の予防啓発を呼びかけ【消防庁】(文)					
学校・スポーツの管理者等	教育委員会等に熱中症事故の防止等について通知【文部科学省】(文)	啓発動画の周知【スポーツ庁】	地方公共団体の担当者が集まる会議や競技団体の役職員等が集まる会議において注意喚起【スポーツ庁】			
		熱中症事故防止について事務連絡【スポーツ庁】(文)				
		担当者会議における注意喚起、熱中症事故防止に関する研修等の実施要請【文部科学省】		事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起【文部科学省、スポーツ庁】		
労働者・農業従事者	STOP!熱中症クールワークキャンペーン準備期間【厚生労働省】		STOP!熱中症　クールワークキャンペーン【厚生労働省】			
			SNS等を活用した情報発信【農林水産省】			
	熱中症等対策研修実施強化期間（都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進）【農林水産省】			夏の熱中症等対策声かけ期間（熱中症予防のためのチラシ配布、会合や農業生産資材の販売・配達等の機会を捉えた声かけ、SNS、防災無線、広報誌など様々な媒体を活用した声かけ）【農林水産省】		
	～4月 熱中症対策ステッカーの作成・送付【農林水産省】		熱中症予防等に関するオンライン研修　【農林水産省】			
その他	訪日外国人のための救急車利用ガイド【消防庁】					
	多言語翻訳リーフレット等による熱中症の普及啓発【環境省】					

【参考４】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○環境省熱中症予防情報サイト
https://www.wbgt.env.go.jp/

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual
・熱中症予防行動／ポスター
・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
・熱中症が増えています／リーフレット
・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）
https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
・熱中症予防啓発ポスター
・予防啓発ビデオ
・熱中症対策リーフレット
・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html

○スポーツ活動における熱中症事故の防止について（スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00051.html

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
・熱中症等対策テキスト／テキスト
・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
・熱中症対策関係情報集／パンフレット
・熱中症対策ポスター／ポスター・熱中症対策ポスター／ポスター

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html

〇みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！（こども家庭庁）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho